

規律委員会及び勝点の減点数について

次の行為をしたチームは、その年のリーグ戦の勝点を減点します。
トーナメントや会議等における減点行為については、次年度のリーグ戦に反映します。
尚、発生した減点行為について、同時に規律委員会において厳重に対処いたします。

減 点 行 為	減 点 数
無届棄権(規定の日時までに連絡無し)	-9
未登録者の発覚(他チームの選手の起用等)	-9
割当審判の放棄	-6
割当チーフの放棄	-6
試合会場準備・片付けの放棄	-3
会議の欠席(無連絡の遅刻・欠席も同様)	-3
その他、悪質な行為	規律委員会にて決定